明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○有線放送電話規則を廃止する省令（総務五九）　四
○高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令（同六〇）　八〇
○高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令（同六一）　八四
○放送法施行規則の一部を改正する省令（同六二）　八六
○無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令（同六三）　八七
○電波法施行規則の一部を改正する省令（同六四）　九七
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（同六五）　一〇一
○無線局運用規則の一部を改正する省令（同六六）　一〇二
○無線設備規則の一部を改正する省令（同六七）　一〇三
○放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令（同六八）　一〇三
○電波監理審議会議事規則の一部を改正する省令（同六九）　一〇三
○有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令（同七〇）　一〇三
○有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令（同七一）　一〇五
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同七二）　一〇五
○事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令（同七三）　一〇五
○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令（同七四）　一〇六
○登録点検事業者等規則の一部を改正する省令（同七五）　一〇六
○総務省組織規則の一部を改正する省令（同七六）　一一三
○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令（同七七）　一一三
○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（同七八）　一一三
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令（同七九）　一一五
○電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令（同八〇）　一一五
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八一）　一一七
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（同八二）　一一七
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（同八三）　一一九
○一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（同八四）　一二一
○中波放送に関する送信の標準方式（同八五）　一二五
○超短波放送に関する送信の標準方式（同八六）　一二五
○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（同八七）　一二八
○標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（同八八）　一二八
○超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（同八九）　一二九
○超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（同九〇）　一二九
○標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（同九一）　一三〇
○標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（同九二）　一三一
○標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（同九三）　一三五
○衛星一般放送に関する送信の標準方式（同九四）　一三八
○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（同九五）　一三五
○放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令（総務・文部科学一）　一三九

〔告　示〕

○無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件（総務二三三）　一三九
○フレーム行列の構成、フレーム制御符号の構成、音声信号の送出手順及びデータパケットの送出手順を定める等の件を廃止する件（同二三四）　一三九
○走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める等の件を廃止する件（同二三五）　一三九
○伝送制御符号の構成を定める等の件を廃止する件（同二三六）　一三九
○特定新規開設局の件及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第六条の二第三号の総務大臣が指定する受信設備の件を廃止する件（同二三七）　一四〇
○パイロット情報の構成を定める件を廃止する件（同二三八）　一四〇
○人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を定めた件を廃止する件（同二三九）　一四〇
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二四〇）　一四〇
○放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同二四一）　一四一
○放送普及基本計画の一部を変更する件（同二四二）　一四一
○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件（同二四三）　一四二
○放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件の一部を改正する件（同二四四）　一四二
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（同二四五）　一四二

（以下次のページへ続く）